

令和4年度 稲沢市地域自立支援協議会 第1回権利擁護推進部会 議事要旨

[日 時] 令和4年5月10日(火) 午後1時50～午後3時30分

[場 所] 稲沢市役所 第1分庁舎 2階 第3会議室

[出席者] 権利擁護推進部会委員6人、事務局4人、その他2人

[欠席者] なし

あいさつ(事務局、部会長)

新委員から自己紹介あり。

[議 事]

1 協議事項

(1) 作業部会の進捗について

・ボランティア・市民活動を希望する障害者の受け入れに関するアンケート調査について
(報告)

委員A 聴覚障害者の団体4団体のうち、1団体からの回答が、回答したと思ったがない。

事務局 一度確認する。漏れがあれば追加したものを再度配布する。

委員B 団体が109団体あると聞いて驚いている。人数は様々だと思うが団体同士の連携や繋がりについては把握しているか。条件がそれぞれ違うから、自分たちでやれる範囲で支援していくという方針か。

部会長 これは現実にある団体なので、そこにアンケートをした。回答は39団体からあり具体的な回答もある。ただ、実際に障害者が興味を持ち参加したいかは、調査をしていないので、調査したらマッチングやサポートができるかもしれない。

委員B 昨年1月に聴覚障害者団体の映画会があり参加した。数が多いことに驚いた。そういう形で繋がりがあると良いと思った。

部会長 障害者同士の繋がりという点では稲沢市障害者福祉団体連合会があり、加入しているところは繋がっている。昔は団体が一生懸命やってきたが、今は地域で一般の方とやるようになっている。

委員B これとは関係ないかもしれないが、13万人の都市として109団体はすごいと思う。そういう会がもっと繋がっていければ、市としても援助しやすいと思った。

部会長 ボランティアセンターに登録がされているので、そういう意味では繋がっている個人的に活動をしている人はもっといると思う。

委員C 障害者は拠点に集まらないということがある。足がない、移動できない、支援がないと目的地に行けない事がある。移動がクリアできると団体に参加しやすい。団体が会員を増やしたいと思うなら知恵を出し合う必要がある。市にはふれあいタクシーがあり半額になる。交通費が軽減されて集まりやすい。

部会長 現実には希望があつたらどう支援できるか。

委員C 例えば稲沢市障害者福祉団体連合会は聴覚障害の方が事業に参加するときに手話

の団体に声をかけて連携して参加している。お互いに活動の趣旨を理解して自分たちの活動に協賛してもらえると広がると思う。

部会長 コロナが落ち着けば参加するように手を挙げてもらいたい。それをどう皆さんに知らせるか。移動の問題とか、介護者、手話の方がいるかという話になる。全部ボランティアでなく、公的なサービスも使えることをメニューで示さないと利用しにくい。自分で全部調べてでは難しい。移動支援はどうか。

事務局 利用できる。ふれあいタクシーは、お出かけタクシーのことで、市内だけの移動ができる。但し手帳の等級で対象が絞られる。身障の方は1から3級、精神障害の方は1、2級など限定されたと記憶している。

委員 B アンケートは39団体に送ったのか。

事務局 100団体以上に送付している。

委員 B クラフトの活動などは、参加したいと思う方が多分ある。繋がっていくと思う。

部会長 今年はその辺にぜひ力を入れたい。

委員 A アンケートの中で人形制作に参加している聴覚障害者があるが、通訳者がついているのかいないか。一人で参加しているか。

事務局 通訳者派遣は基準があり、病院や教育関係になるので趣味や余暇は範囲ではない。この方についても通訳を必要とする方かどうか、分かりかねる。次の質問への回答で、筆記を楽しんでいるとあるので、通訳は必要ない方かもしれない。団体としては把握されていないか。

委員 A 筆談だと難聴の方が多く、手話を言語にしていないかもしれない。把握していない。色んな趣味があり、料理を習いたい時、先生が話すことが分からないと、通訳をつけてもらいたい。筆談だけだとスムーズにいかない。

事務局 この場では、返答が難しい。

部会長 慎重に審議してほしい。いずれそういう時期がくる。今の条件を緩和し、稲沢市は手話言語条例があるのだから、それに対応する通訳を準備しないといけない。これから余暇に関することで、地域に受け入れていただくことに挑戦しましょう。また、障害者スポーツについても提案したい。スポーツ課に聞いたら、担当者がいないと言われた。これは良くない。スポーツ振興というなら、あらゆるスポーツに対応してもらいたい。

事務局 昨年のパラリンピックの際には、聖火式等に障害のある方に協力いただいていた。スポーツ課所管の体育振興会（スポーツ振興会）は市内15地区で、いつでも誰でもできるニュースポーツを進めていた記憶がある。ひとまず、スポーツ課と協議していきたい。

部会長 スポーツ課内に早く担当を決めてその人が頑張ってもらいたい。

事務局 県では予算をつけて、用具を購入して貸し出しする制度を開始する記事もあるので、活用しながら当事者団体にも協力していただき連携して進めたい。

- 事務局 スポーツ課に当事者がいればやれる。そういう視点がない。
- 委員 B ボッチャなどは、障害者でも楽しめる。
- 委員 C 稲沢市障害者福祉団体連合会で、スポレク大会を受託しているが、スタッフの高齢化で大変。継続が、難しい。
- 部会長 スタッフの高齢ということか。
- 委員 C ボランティアにも来ていただいているが、頭を使いまとめていくのは 70 歳を超えると難しく毎年やるのが難しい。スポレクのありかたについて会で話し合いを進めている。市の人が仕事でやるのと違い、進め方を考えていけないといけない。民間企業の力を借りることは一つある。ボランティアだとお金もないので、義務感が希薄になる。仕事だと若い人が責任を持ちやってくれる。そういうことを考えないと続けていけない。
- 部会長 NPO をはじめあらゆる団体の全体の課題でもある。若い人が入らない。もともと少ないこともある。次に性教育の話題に移りたい。作業部会委員から早く会議を、と言われている。当事者や保護者向けの相談会や研修会をやってはどうかと考えている。
- 事務局 作業部会には性教育を専門でやれる方もいるので、どういうものが望ましいか、できることに限界があるかもしれないが、意見をいただきながら、進めていきたい。作業部会員の一人から案内があった性教育のイベントに参加した。岐阜で活動されている、渡辺武子さんという方が、障害者 10 数人に対して授業のように、性や人間関係などについて教える時間だった。保護者も見学をした。そのあと、保護者が別室に移り、渡辺さんに相談する時間があり、深刻な問題も挙がった。このようなことを地域で取り組む必要性を感じた。
- 委員 C 当事者と保護者が 2 つに分かれた、と言われたが、これは精神障害の方も似ていると思う。家族は当事者にどう対処していくかという立場。保護者の研修会と当事者の勉強会がある。悩みがある保護者に週に 1 回、5 回シリーズぐらいで、父母が子どもにどう対処して性教育の問題を乗り越えていくかということが作られると思う。次に当事者の相談会か勉強会をやると問題への対応ができる。
- 部会長 作業部会で検討したいと思う。
- 事務局 当事者へのアンケート調査について説明したい。令和 4 年度、5 年度をかけて令和 6 年度からの障害者計画を策定する。今の計画の概要版を配布したが、この計画を策定するにあたり、令和 4 年の夏頃に市内の手帳所持者から数千人を無作為に抽出してアンケートを実施予定である。余暇についての当事者アンケートにもなるようにしたい。内容、質問について、どういうものが良いかご意見をいただきたい。後日、事務局から調査用紙を送付させていただく。
- 委員 C 資料中に手帳の推移があるが、精神障害は 3 級までである中で 2 級が圧倒的に多い。3 級が少ない理由は、手帳があってもサービスがあまりないため、3 級相当の方

は潜在的にあると思うが取得していない。2 級になると医療費が無料になるメリットがある。手帳所持者を対象とすると、そういう方の意見が洩れると思う。

事務局 3 級に相当する基準はあるか。

委員 C 特にない。

事務局 手帳が無い方にとっては、なぜ送付されたのか引っかかる人も出るので、ご意見いただいて他市の状況も確認して進めたい。

委員 C 年金受給者はどうか。

事務局 年金については年金機構で把握しているので、市として把握していない。情報の取得も難しい。現実的に手帳を所持していない方にアンケートを送ることは難しいと思うが、他市も調べたい。令和 2 年に策定したときは、障害者手帳はなくとも、障害福祉サービスを受給している方もアンケートの対象とした。そういう形も検討したい。

委員 C 2 級でも、実質 3 級相当の方もいる。精神障害は身体障害、知的障害と違い、基準があいまい。部分欠損や知能指数でなく精神科医の裁量で変わる。なんとも言えないところがある。3 級までサービスが行き届くような手帳を取ることは、知的も身体も同じ話だと思う。鉄道運賃割引は長く依頼しているが進まない。

事務局 多くの方を対象にできるよう検討したい。

(2) 障害者虐待対応の検証について

部会長 虐待の検証に移りたい。

事務局 令和 3 年度分 3 ケース、令和 4 年度分 1 ケースについて内容を報告する。

(意見なし)

(3) 障害者差別解消法について

部会長 差別解消法について議題とする。

事務局 差別解消法の内容及び改正について説明。

部会長 説明の中の、「地域協議会」は権利擁護部会が兼ねている。その問題を取り扱うとなると、少なくとも啓発を考えないといけない。

委員 C 県条例が来年 3 月に施行されることから法的枠組みの中で市も差別解消法を重視しないといけない。今は県条例を策定する段階にあり、事業者の意見を聞いている。合理的配慮とはどういうものか。事業所に調査している。対応に戸惑う、そもそも意味が分からない等の回答がある。概念や定義があり、基本的人権が守られ普通に暮らせる状態でなければ差別である。法的規範が必要と検討されていて、今年の 9 月に県議会で検討され、4 月から施行になる。障害者の皆さんはそもそも自分が差別されている認識がない。今まで生きてきた環境で特別に扱われている状態が当たり前で差別の認識がない。健常者と普通に生活できる社会でなければ解消されないという概念を盛り込んだ条例であるべきだと話し合われている。差別を受けているから解消してという受け身ではいけない。誰が見ても普通に生活できない

なら差別という認識だと思う。そういう概念で進めていただけるとありがたい。

部会長 難しいが、差別されていると思っていない前提があり、そこに気付いていただくという事。特に知的障害の方は難しい。

委員 C 結婚でも差別されている。障害があるからしたくないという取り扱いを受けている。当事者も自分は仕方がないとあきらめている。悩まれている。自分の環境だということで何とか生きていこうと思う。知らないうちに差別という概念のない中で生きているということがある。良くないと思う。

部会長 今までの世間の感覚がしみついているので、一般の方も仕方がないと思っている。それは違うと具体的に言わないといけない。

委員 C 条例も実効性のあるものにしないといけない。施策でも可能な範囲と書かれているので実効性はない。差別解消法を実効性あるものにして世の中が変わるということにしたいなら法律も変えないといけない。

部会長 実効性をどうしていくか。稲沢市ではあまりされていない。

委員 C 3年毎に改正されるので、少しずつ実効性があるものになる。企業で雇用しているが差別的な取り扱いをしていることになれば就業規則で懲戒などの制度に及んでくる。そういうことまで広がる法律であるべきと思う。

事務局 そもそも合理的配慮が具体的ではない。現時点ではあくまで当事者の意思表示があって初めて生まれる概念と資料から読み取れる。差別と思っていない方には提供しなくていいということにもなる。事業者も周知が必要だと思うが、当事者へも周知が必要だと思う。

部会長 今後も議題にいられておいて、周知する方策を考えた方が良い。稲沢市の計画にも入るのか。具体化をするということになる。

事務局 アンケートにも権利擁護に関する項目がある。

委員 C 合理的配慮が何か、障害者から配慮を求められたか、要求にどう対応したか、差別解消についての考えなどの質問もあるか。

部会長 商工会議所などと連携して事業所に理解してもらわないとできない。例えば店の前に段差があるとスロープをつけるのか皆で持ち上げるのか。どちらでも店の利用ができればいい。

委員 C すすんでいる店は5つ星にするとか。配慮や解消を見えるようにすると良い。検討して具体化するとよい。

2 その他

部会長 初めて部会に参加されて、どう感じたか。

委員 D 地域に開かれた学校といっても中々外に出ることが難しい。子どもは卒業した後は地域で暮らすので、地域で協議している場があることを知られただけでも良い機会。稲沢市がより住みよい街になると良いと思う。私も考えていきたいと思う。

委員 E 自分たちの意識の中にあるだけでも差別ではないのかと思う。

部会長 そうかもしれない。難しいところである。